

## 令和2年度公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	中之口老人福祉センター		
管理者名	社会福祉法人 愛宕福祉会	指定期間	平成30年4月1日 ~ 令和3年3月31日
担当課	西蒲区 健康福祉課		
所在地	新潟市西蒲区福島323番地		
根拠法令	老人福祉法 第5条の3, 第15条第5項, 第20条の7		
設置条例	新潟市老人福祉センター条例, 同施行規則		
施設概要	◇敷地面積 4,456.38 m <sup>2</sup> ◇建築面積 764.81 m <sup>2</sup> ◇延床面積 764.81 m <sup>2</sup> ◇構造: 木造瓦葺平屋建(一部鉄筋コンクリート造平屋建) ※事務室に, 老人デｲｰビスセンター中之口 ◇施設設置年月 平成7年8月 ◇施設内容 ロビー, 図書室, 大広間(8畳), 和室(8畳×3, 10畳×1), 給湯室, 浴室・脱衣場(男女各1), 機械室, トイレ(男女各1, 障がい用1, 共用1), 職員休憩室, 事務室		

施設設置目的
高齢者に対して, 各種の相談に応ずるとともに, 高齢者の健康の増進, 教養の向上及びレクリエーションのための便宜の供与を目的として, 新潟市老人福祉センター中之口老人福祉センターを設置する。
管理・運営に関する基本理念, 方針等
<p>(1) 関係法令, 条例, 規則等を遵守, 施設の設置目的に沿った適正な管理を行う。</p> <p>【重点課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法令, 条例, 規則及び業務仕様書に定める事項の遵守</li> <li>・施設の設置目的にふさわしく, かつ明確な運営</li> </ul> <p>(2) 利用者が安心して利用できる体制の整備, また平等な利用を確保する。</p> <p>【重点課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の安全確保(通常時・災害時とも)のための対策</li> <li>・事故発生時に適切な対応ができる体制の整備</li> </ul> <p>(3) 利用者が快適に施設を使用できるよう, 施設, 設備, 備品の維持管理を適正に行う。</p> <p>【重点課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の建物・設備・備品について良好な状態を保つ方策</li> </ul> <p>(4) 利用者の意見, 要望等を適切に施設の管理に反映し, サービスの向上に努める。</p> <p>【重点課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用者へのサービス向上を実現するための具体的な計画</li> <li>・利用促進のために有効的なPR方法の提案</li> </ul> <p>(5) 常に効果的かつ効率的な管理に努め, 経費の節減を図る。</p> <p>【重点課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営経費の縮減が図られる管理計画</li> <li>・収支計画の妥当性</li> </ul>

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価 ※	評価コメント ※
市 民	入場者数(年)	33,000人以上	15,446人	C	新型コロナウイルス感染症の影響による入場者数減少。(令和2年4月5月休館。)
	個室利用件数(年)	400件以上	116件	C	新型コロナウイルス感染症の影響による入場者数減少。
	利用者満足度	利用者アンケートでの満足度 70%以上	64%	C	目標を下回った。
	苦情・要望に対する対応	苦情・要望に対する5営業日以内の回答及び区への当日内の報告	実施	B	
	設置目的に合致したサービス提供	年間3回以上実施	実績なし	C	新型コロナウイルス感染症対策のため実施なし。
財 務	利用者1人あたりの運営経費	550円以下	1,202円	C	新型コロナウイルス感染症の影響による入場者数減少。
	使用料収入額(年)	1,900,000円以上	622,370円	C	新型コロナウイルス感染症の影響による入場者数減少。
	光熱水費・委託料等の削減	電気・ガス代等経費削減の努力	館内を細目に巡回し、無駄遣いの削減に努めています。	B	
業 務	事業計画・事業報告の適切さ	内容の適切、定められた期日までの報告	遅れあり	C	内容の不備による再提出がしばしばあった。
	防災・避難訓練実施回数	年間2回以上実施	実施	B	
	事件・事故発生時の対応の適切さ	事件・事故発生時の速やかな処置及び報告	実施	B	
人 材	配置人員の業務理解度と能力習得度の向上	職員研修年2回以上の実施	実施	B	
	労働基準の充足	労働基準法、労働安全衛生法その他の労働基準に関する法令の遵守	実施	B	

【評価基準】

- A: 要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている
- B: 要求水準(評価指標)が達成されている
- C: 要求水準(評価指標)が達成されていない

※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていなければ「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。)

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

新型コロナウイルス感染症予防のため2か月間の臨時休館。感染症予防のための入館制限や、感染への恐怖などにより利用者が大幅に減少している。  
地域性もあるのか、制限を緩和しても利用増加する傾向は見られていない。  
利用客からの感染報告はなく、従業員、利用客の感染予防への意識が高いおかげと感じている。

所管課による総合評価(所見)

- ・新型コロナウイルス感染症予防として臨時休館し、地域性なのか再開後も客足が伸びず入場者数が大幅に減少してしまっただが感染症対策を徹底し、感染症拡大予防に大い努めていた点で、指定管理者として優良と評価できる。
- ・感染予防のため集客イベントの実施はなかなか難しいと思うが、利用者数および個室利用数の増加に向け、PR活動やサービスの向上に努めてほしい。
- ・今後も感染症対策を徹底し、利用者が安心して快適に過ごせるような環境づくりをしていただきたい。